

平成21年2月23日
有識者委員会事務局

新ガイドライン素案の修正の方向性

新ガイドライン素案(当初案)提示後、現時点までに得られたコメントを踏まえ、下記方向性で再ドラフトを行い、その上で議論を行う。

1. 構成

素案においては、「Ⅱ. 環境社会配慮の手続」において、技術協力プロジェクト、有償資金協力及び無償資金協力を一まとまりとして記載しているが、そうした記載方法が適切か、またはスキーム別・段階別の記載が適切かを検討する。

他方、JICAとしては3スキームの一体となった運用を心がけている点、及び環境社会配慮の要件は各スキームとも同じと考えられる点について、留意が必要。

2. 協力準備調査

協力準備調査は、環境社会配慮ガイドラインの対象であり、協力準備調査の手続きをガイドライン本文に記載する。環境レビューとの関係、調査の多様性を勘案しつつ、記載振りを検討する。

3. 現行ガイドラインの文言等

現行素案は、現行JICA及びJBICガイドラインの趣旨を踏まえつつ、該当箇所の記載振りに必要な修辞上の修正を加えて作成したもののだが、現行のガイドラインとの比較が困難、従来の定義が必要(例:現地ステークホルダーとステークホルダー)等のコメントを踏まえ、現行ガイドラインの記載を用いた修正を行う。その際、現行のどちらのガイドラインを踏まえたものか、追加されたものなのかを分かりやすくする。また、情報公開についても、協力準備調査報告書を含め原則公開を前提としつつ、具体的な内容・形式、分かりやすい記載振りを検討する。

4. ガイドラインの適用と見直し

10年以内の包括的検討との素案に対して、10年は長すぎるとのご意見が多く、ただし書きで、例えば「必要に応じて10年以内の見直しを行う」等を追記する。

以上